

那珂川市総合計画審議会公募委員募集要項

1. 目的

令和2年度に策定した「那珂川市総合計画前期基本計画（以下「前期計画」という。）」が令和7年度で終了することから、令和6年度から令和7年度中に「那珂川市総合計画後期基本計画（以下「後期計画」という。）」を策定する。

後期計画の策定にあたっては、総合的かつ計画的な行政の運営を図るための新たな基本構想及び基本計画の策定について調査及び審議するため、「総合計画審議会（以下「審議会」という。）」を設置する。

本要項は、審議会の公募委員の募集に関する事項を定めることを目的とする。

2. 募集人数 4人以内

3. 任期 委嘱の日（令和6年11月頃）から2年間

4. 応募資格

以下の要件を全て満たす人

- (1) 募集開始日において18歳以上（高校生は除く。）の人
- (2) 市内に居住している人又は市内で勤務している人
- (3) 本市の職員又は本市の議会議員でない人
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でない人又は暴力団員でなくなった日から5年を経過した人

5. 応募方法

次の書類を行政経営課企画担当に持参、郵送、メールにて提出

- (1) 那珂川市総合計画審議会委員申込書 1部
- (2) 別記テーマに沿った小論文 1部

テーマ「あなたの考える“なかがわらしき”のあるまちづくりについて」
※ 原稿用紙（様式自由）に800字以内にまとめる
※ 小論文は、テーマについて自らの考えを明記する

申込書及び募集要項は、行政経営課窓口、中央公民館、各地区公民館、ミリカローデン那珂川、ふれあいこども館、ナカイチ（博多南駅前ビル）に設置する。また、市ホームページにも掲載することとする。

6. 応募締切 5月31日（金）必着

7. 審査及び選考

応募のあった人の中から、書類による1次審査を行い、必要に応じて面接による2次審査を行います。

なお、選考結果については、それぞれ本人に通知します。

8. その他

- ・委員は、那珂川市の非常勤特別職の職員となり、日額4,100円の報酬と1,700円の費用弁償（交通費）が支給されます。
- ・会議は、令和6年度に3回、令和7年度に5回開催予定としています。ただし、審議状況によっては回数が変更になることがあります。

9. 留意事項

- ・提出書類に虚偽の記載が認められた場合は、委嘱就任後であっても委嘱を取り消す場合があります。
- ・受理した提出書類は返却いたしません。

10. 申込み・問い合わせ先

那珂川市総務部行政経営課企画担当

〒811-1292 那珂川市西隈1丁目1番1号

TEL (092) 953-2211 (内線 233)

E-mail kikaku@city-nakagawa.fukuoka.jp